

鳥取市子ども議会開催計画総合レポート2014
The report about a plan to holding a Children's Parliament in Tottori city

「未来をぼくらの手で」鳥取本部
グループリーダー
富井篤弥 Atsuya Tomii

鳥取市子ども議会開催計画総合レポート

目的

鳥取市は市民の市政参加やまちづくりの参加を積極的に推進しており、それは、市政提案箱の設置、パブリックコメントの実施、地域審議会の開催、地域づくり懇談会の開催や若者議会の開催からも判断する事ができる。これは、地方分権化及び住民自治を進める現代の社会に於いて重要な事であるから、鳥取市取り組みは高く評価できると言える。

しかし、鳥取市に於ける子ども達の市政参加やまちづくりの参加については未だ十分であるとは言い難い。子ども達も立派な市民であり市政やまちづくりに対して意見や提案を発言する権利がある。それは、1989年に国連で採択され、日本に於いても1994年に批准された子どもの権利条約からも明らかである。

この総合レポートでは鳥取市に於いて、子ども議会を開催すべき重要性をあらゆる視点から調査し主張して行くと共に、鳥取市に於ける子ども議会開催までの流れやそのあり方を論じて行く。

アウトライン(目次)

第一章、子ども議会について

第二章、1987年鳥取市子ども議会について

第三章、子どもの権利条約について

第四章、市長への手紙について

第五章、陳情及び請願について

第六章、鳥取市若者議会について

終章、鳥取市の子ども議会開催について

おわりに

第一章、子ども議会について

ここでは子ども議会について述べて行く。

アウトライン

- 1、内容
- 2、日本の子ども議会
- 3、外国の子ども議会
- 4、まとめ

1、内容

ここでは、子ども議会について、その詳しい説明を行う。

・子ども議会とは

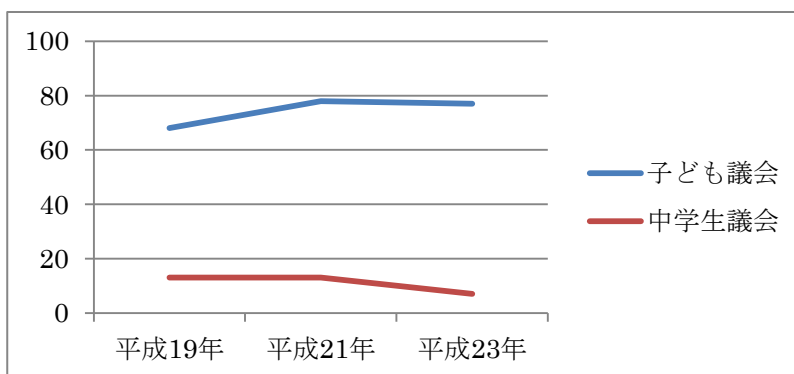
子ども議会とは、小学生や中学生、高等学校などの生徒が地方自治体などで、自らの市政やまちづくりに対する意見や提案などをおこなう議会の事である。

・日本に於ける子ども議会開催の背景

「子ども議会」は第二次世界大戦後の日本の一部の自治体でも行われており、特に、1949年に開催された名古屋の子ども議会と大東区の子供議会は、象列車の運行や上野動物園に象を贈ってもらうべく国に請願した事で有名である。しかし、多くの自治体は子どもの発言権を保障するこれらの活動は行っていなかった。1980年代になると一部の自治体の子ども議会の開催が見られるようになるものの、各自治体等の記念行事(=セレモニー)として実施されるものがほとんどであった。しかし、1994年に日本政府が子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を批准すると、この条約の第12条である意思表明権を実現する機会を提供するために、全国の地方議会では「子ども議会」が開催される事が多くなった。また一部の議会では継続的に実施されるようにもなった。

この事から、子ども議会が多くの自治体で開催される契機となった出来事は日本政府の「子どもの権利条約」の批准であったと言える。

・子ども議会開催状況(日本)



平成19年子ども議会等開催
子供議会 68件,中学生議会 13件/777市
平成21年子ども議会等開催
子ども議会 78件,中学生議会 13件/786
平成23年子ども議会等開催
子ども議会 77件,中学生議会 7件/786
日本全国には、790市ある事から考えると、子ども議会の開催を行っている市が80~90件程であると言うのは、少ない数字であると言える。

(図1)子ども議会の開催状況(市のみ)

2、日本の子ども議会

ここでは日本で行われている子ども議会について述べて行く。

○日本の地方自治体に於ける子ども議会の取り組み

・北海道石狩振興局札幌市

「子ども議会」

札幌市では、毎年1月の初旬に子ども議会を開催している。札幌市の子ども議会は、小学5年生～高校生までの子ども議員からなる議員定数約50名の議会である。

札幌市の子ども議会の議員は市内の小中高等学校の児童・生徒からなり、子ども議員は、10人～15人程度の委員会に分かれ、札幌市の課題などについて、数回に分けて話し合いを行ったり、勉強会を行ったりしながら、各委員会で札幌市へ提案することを決めて行くのだ。そして提案内容について議論を十分に進めたうえで、子ども議会を行うのである。

子ども議会では、各委員会の提案を発表し、市長や市の執行部はそれらの提案について、どう市政やまちづくりに活かすか答弁を行う。議会の最後には、子ども議会の提案書を市長に渡し、議会は閉会するという流れで行っている。

◎札幌市の子ども議会は、子ども議会だけではなく、委員会や勉強会を開くことによって、充実した子ども議会の開催を実現できる。また子ども達が、複数回の委員会や勉強会で議論し、まとめた提案を子ども議会で発表する形式であるので、市長や、市の執行部も提案の内容を理解しやすかつ実現性の高い提案が提議されていると言える。このように準備期間を多く取る事によって、子ども達の市政やまちづくりの要望が纏まり易く、行政に反映されやすい状況となっていると言える。結論として札幌市の子ども議会は子どもの権利である意思表示権を保障しており、その取り組みは高く評価できる。

・宮城県仙台市

「子ども議会」

仙台市議会では、小学校5年生から高校3年生までの団体を対象に、「子ども議会（議会体験プログラム）」を実施している。しかし、この子ども議会は子どもの権利を保障するといった性質はほとんどない。

◎仙台市「子ども議会」の内容

～市議会を体験する～

市議会の議場などを見学するだけでなく、児童・生徒が議員の席に座って、常任委員会と本議会の審議をロールプレイ形式で体験することができる。例えば、市民生活に身近な問題にかかわる条例案が、市議会に提案されてから審議を経て議決されるまでを、シナリオに基づいて議員の役を演じるなど、議会のしくみを学ぶことが出来るというものである。

この子ども議会は総合的な学習の時間や子ども会の行事などに利用され、地方議会の役割や仕組みについて体験学習出来る事を目的としており、子どもの権利である意思表示権を保障するための取り組みではない。しかし、子ども達に、政治や地方自治について興味関心を持ってもらう為の取り組みと言う点から見ると、若者の政治的関心向上を図っているので評価できると言える。

・茨城県つくば市

「子ども議会」

つくば市では、平成 26 年に初めて子ども議会を行った。つくば市の子ども議会は、自分たちが暮らす地域やまちづくりについてつくばスタイル科の授業で調べたことをもとにして、電子黒板を使って課題について提言などを行った。所謂、つくばスタイル科の成果発表会と言った物であった。市内の 15 学園の代表として中学 8 年生 33 人が子ども議会議員となって、つくばスタイル科の成果を発表し、つくば市へ要望や提案、改善について発言した。

この子ども議会はこれからも定期的に行い、子どもの権利保障を行い続ける事が出来るのか、注目する所である。

※つくばスタイル科とは

平成 24 年度に文部科学省の教育課程特例校の指定を受けて、つくば市は 9 年間を貫く次世代カリキュラム「つくばスタイル科」を創設した。8 つの内容(環境, キャリア, 歴史・文化, 健康・安全, 科学技術, 国際理解, 福祉, 豊かな心)をもとに 3 つのステップ (In-About-For) で構成された発信型プロジェクト学習を行い、子ども達の次世代型スキルを育成するといったものである。

・青森県むつ市

「子ども議会」

むつ市の子ども議会は、その開催の目的が札幌市の子ども議会の「子ども権利保障」と言う面と、仙台市の子ども議会の「政治的関心向上」の二つの面を持っており日本全国から注目されている子ども議会を行う自治体の一つである。

むつ市では、2009 年から子ども議会を開催することになった。子ども議会はむつ市での初めての取り組みという事もあり、そのやり方を議会がある毎に色々改善してきた。そしてむつ市の子ども議会は市議会の本議会とほぼ同じ形に近づいたのである。議案の審議と一般質問が行われ、議案の審議は、執行部提案の場合には市長が提案理由を説明、議員提案の場合には提案者の子ども議員が提案理由を説明し、質疑、討論、採決が行われた。そして、このむつ市の子ども議会が「子どもの権利」を最も大きく保障している事が実感できる箇所は、議案や質問の中でよいものは予算化して、実現させようとするところである。2012 年度の子どもの議会では、子ども議員の一般質問により、市民体育館でミニバスケットボールができるように、ミニバスケット用の移動式ゴールの設置が市長から約束されるなど、子どもの発言が、まちづくりに繋がっているのだ。むつ市は子どもの権利保障について全国でも先進地域と言えるだろう。

また、むつ市では子ども議会を開催する事によって、子ども達の「政治的関心向上」を図っている。むつ市の地域問題を調べ、解決策を議論し合意形成すると言った事を子ども達が行うことによって、民主主義の基本を体験させる機会を自然と身に着けさせ、政治や地方自治に関心を持ってもらおうと言ったねらいがこの子ども議会にはあるのである。

余談となるが、むつ市の子ども議会は宮下順一郎市長の時代に創られたが、その市長が 2014 年 5 月に死去された。この場を借りて子どもの未来をつくった前市長の感謝とご冥福を祈ります。

・兵庫県宝塚市

「子ども議会」

宝塚市では、子どもの権利保障の政策を充実させるため、子ども条例を制定している。宝塚市の子ども条例の第十四条では、「市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映するものとする。」とある事から、市では子ども議会を開催し子どもが思いを言える機会をつくとともに、その思いをまちづくりに生かすために平成12年度から毎年開催している。

宝塚市が子ども議会を行う目的としては、子ども達の宝塚市の市政や、まちづくりに関する意見を述べる機会を保障すると共に、子どもの視点を宝塚市の市政や、まちづくりに活かすことが挙げられる。

宝塚市の子ども議会の子ども議員は、市内の対象となる小中高等学校から推薦を受けた、小学6年生、中学3年生、高校2年生からなり、毎年6月ごろに選抜される。7月上旬には、1回目の事前学習会を行い、大学から先生を招いて講義を受け、グループに分かれて質問する内容について議論を行う。また、子ども議会で議事進行役を務める議長や副議長を決める事になっている。そして、7月の下旬に、2回目の事前学習会を行い、グループごとに質問書をつくり、またリハーサルも行う。それから子ども議会は1か月後の8月下旬に行われ、市長や市の執行部が、子ども議員の質問や要望等に関して答弁を行うと行う流れで、毎年進められている。

また、宝塚市では子ども議会の他に子ども委員会を開催している。

「子ども委員会」

子ども委員会は、子どもが宝塚市のまちづくりへの意見や要望を発言出来る機会をつくとともに、その意見をまちづくりに生かすために平成24年度から開催している。子ども委員会では、応募によって選抜された子ども達が子ども委員となり、テーマを自分達で決め、市の職員から話を聞いたり、施設見学をしたり、まちづくりについて学びながら、自分たちの提案を意見書にまとめて発表を行い、市は実現可能な提案については実施し、子ども達の提案に答えると言うものである。この委員会は様々な年代の子どもと大人が共にまちづくりについて考え、学び、コミュニケーションできるという特徴があり、互いを知る良い機会にもなっている。

この様に、全国の地方自治体では、様々な「子ども議会」が行われている。その目的も、自治体によって様々であるが、多くの自治体は、子どもの権利の保障を目的として、子ども議会を行っている。しかし、その子ども議会への取り組みの度合いも違う。自治体名は伏せるがある町の子どもの議会は、セレモニーと化しており、子ども達の要望や意見に対して首長や執行部は、答弁で難癖をつけたり話題をずらそうとして、子ども議員とコミュニケーションを取ろうとせず、大人としてあるまじき行動を行っている自治体もあった。今後の子どもの議会の開催の仕方について、子どもの権利保障を考慮しながら開催自治体は議論を行うべきである。

3、外国の子ども議会

ここでは、外国で行われている子ども議会について述べて行く。

・フランス

「子ども国会」

フランスでは1994年以来、国家教育省が主導して、国レベルでの子ども議会を開催している。フランスの子ども議会の子ども議員は、10～11歳からなり、パリと、パリの周辺自治体の子ども議会の為の選挙区から学校に於ける選挙で合計570人余りの議員が選ばれる。選出された子ども議員は彼らの好みのフランスの課題に関して、取り上げ、約10のグループを作ってその課題に対する調査を行い、大統領や、大臣に提案する事や質問する内容を、10月ごろから議論を重ねて決めていく。そして何度も調整を行いながら、次の年の5月か6月にパレ・ブルボン(フランスの国会)に於いて大統領や大臣に国政についての質問や提案を行って行く。

フランスではこの様に国レベルの国会が開催されており、子どもの権利の保障と子どもの視点による、国政の弱点を見出している。

・フランス バ=ラン県 シルティカイク

「子どもシルティカイク評議会」

シルティカイクでは子ども達も立派な一市民であり、かつ都市とその課題に対して、大人と同様に意見や提案をするべきであると言う立場から、子どもシルティカイク評議会を開催している。評議会では子どもはシルティカイクに対する要望や、事業提案を行っている。シルティカイクでは子ども評議会の子ども議員の要望や提案を活かしてまちづくりを行っており、行政は子ども評議員を大人や、政治家、専門家と同じ視点で見ている。

子どもは大人と比べて、若く発想力がある。子ども達のアイデアが行政に、知性や感性、創造性をもたらし、ユニークなまちづくり、市政が行える原動力となっている。

この様に、シルティカイクでは子どもに市政や行政に対して受け身の態度ではなく大人と同じ立場の市民として、出来る範囲で市に貢献すべきだと言う、姿勢を示している。この姿勢が、子ども達の政治関心向上を図り、また、教育面に於いては多世代とのコミュニケーション能力を向上させると言う、良い結果をもたらしている。

・ブルキナファソ

「子ども国会」

ブルキナファソは発展途上国ではあるが、子どもの権利を保障する活動は先進国と同等かそれ以上と言える。ブルキナファソでは45の州ごとに子ども議会が一つあり、その子ども議会の代表が子ども国会の子ども議員となっている。国全体の全ての子ども議員の数を合わせると1450人にのぼり、子ども議員への期待は大きい。また子ども議員の任期が3年という事や、子ども国会に於ける性別の比率も1：1と男女平等であるのも特徴である。これは、アフリカの男女差別をなくそうと言う強い意志からであると言える。

子ども国会では、ブルキナファソ政府が出そうとしている、法律案に対して、審査を、行い意見を述べたり反対する事が可能である。

またブルキナファソの子ども国会はユニセフと協働して、アフリカの国々が抱えている、女性差別の問題、エイズの問題、教育の問題や紛争の問題について、子どもの視点からその解決に向けた活動を行っている。

ブルキナファソの子ども国会は、その活動範囲を自国内だけではなく、アフリカ全体に広めることで、子どもの権利の保障を多くの国に呼びかけている良い例である。

全世界には他にも、様々な「子ども議会」、「子ども国会」、「子ども評議会」が開催されており、その形式もユニークである。日本の子ども議会の開催自治体も外国の子ども議会を視察し、その方法を学んで、より良い子ども議会の運営に繋がたらどうだろうか。

4、まとめ

子ども議会について日本に於いては、「子どもの権利条約」を批准した 1994 年から、子どもの権利(参加する権利)を保障する為に開催する自治体が増えてきた。しかし、開催自治体数は、790 ある日本の市で 90 市程度と、その実施の割合 11%程でまだまだ少ないと言える。

日本と外国の子ども議会を比べたとき、日本の子ども議会は子どもの権利を保障する為の一つのイベントとして開催される傾向があるが、外国(ヨーロッパ)の子ども議会は、子どもの権利保障は当然とした上で、子どもも行政やまちづくりを進める上で必要なキーパーソンとして見ている。これについて日本は見習うべきであろう。子どもも成長すれば時間をかけて大人になる。20 歳になってから、子どもと大人のスイッチが切り替わる訳ではない。今、日本では 20 歳になると選挙権が得られるが、20 歳までこれらの世界に触れなかった者たちは、実感が湧かず、選挙に行かないといった選択をする者が多い。この政治無関心層を作っているのは、教育現場と社会を引き離している今の大人であるのだ。

子どもの権利を保障し、子ども達に、市政やまちづくりに参加する権利を与え、子ども達も大人と同じく社会と接する機会である子ども議会をつくることで、今の日本が抱えている、政治無関心の課題を解決する手段となると共に、子どもの発想豊かなアイデアを市政やまちづくりに活かすことが出来る。日本の大人達はもっと、「子ども議会」の事業を評価し、行政やまちづくりの一環として取り入れるべきである。

以上の事から鳥取市に於いても、子ども議会を取り入れ、子どもの意見や提案を市政やまちづくりに反映するべきである。

参考文献・資料

- ・全国市議会議長会 子ども議会に関するH19、H21、H23年度の資料
- ・札幌市 ホームページ
- ・仙台市 ホームページ
- ・つくば市 ホームページ
- ・むつ市 ホームページ
- ・政治山出張講座 2013年5月2日掲載
- ・宝塚市 ホームページ
- ・子どもの権利条約ネットワーク 1996年4月15日号
- ・Assemblée nationale ホームページ
- ・Schiltigheim ホームページ
- ・unicef ホームページ

21世紀のまひびくじを論議

第2回 子どもも議会でも本番同様に

子供たちの夢や意見を二十一世紀のまちづくりを生かそうと、十一月二十九日、市議会の議場を会場に鳥取市子ども議会を開きました。主催は市子供会指導者連絡協議会(常田享詳会長)。市内三十地区の子供会から小学生三十六人が参加し、市長をはじめ市幹部と本番さながらの議会を展開しました。議長を浜本真紀子さん(城北小六年)、副議長を藤岡亮文君(倉田小六年)が務めました。この日の質問と答弁の主なものを紹介します。

蛍の幼虫 毎年一万匹放流

浜本議長 日程第五、一般質問を行います。議席順に発言をしていただきます。

徳永宏美 僕たちの住んでいる明治地区は、市街地から十五キロも離れた所にあります。社会見学や遠足、部落子供会の行事などで出かけるとき、市のマイクロバスを利用してもらうことはできませんか。

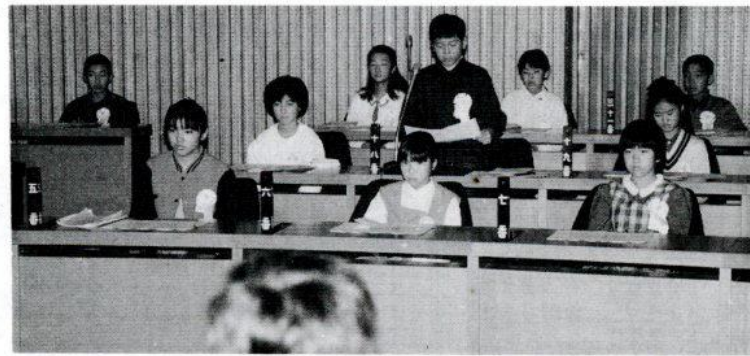
総務部長 市のマイクロバスは、お年寄りや市民全体の行事には運行しています。今以上、運行回数を増やすとなれば、新しくバスを購入し、運転する人が必要になってきます。困っていることはよく分かりますが、これ以上バスの運行回数を増やすことは無理です。

懸樋ゆかり 長柄川は、蛍で有名

な川です。しかし、年々に蛍の数は、少なくなっています。その原因は、空き缶や発泡スチロールが流されたり、川の工事で両側がコンクリートになって草が生えなくなっているからだと思います。私たちも協力しますので、蛍を増やすための対策をもう少し考えていただけないでしょうか。

市長 蛍の幼虫を五十三年から「つづらを荘」で毎年一万匹繁殖して長柄川に放流しています。これからも続けていきます。また、長柄川には、蛍の愛護会ができていますので、禁令をつくるよりもみんなが協力をして、川を汚さないで蛍を守る運動を進めていきたいと思います。

中島愛 最近、捨て犬や捨て猫



「89鳥取・世界おもちゃ博覧会」について質問する議員

ており、登録された犬は鑑札を首輪に付け、鎖でつなぐことになっています。首輪の無い犬は捨て犬とみなされ、保健所が捕まえます。野良犬が群れをつくっている所を見つけたら市役所厚生課へ状況を知らせて下さい。猫には首輪や鑑札がないため捨て猫か、飼い猫か区別が付きません。犬や猫は、一人ひとりが愛情をもって、飼って下さい。もし不幸にして犬や猫がいなくなったら保健所が引き取りますので連絡して下さい。

前田賢志 鳥取市では、二十万都市構想があり、市長さんは日ごろ企業誘致に頑張っていると聞いています。二十万都市は市に働く場所ができ、周辺の町や村から人が集まると考えると社会の時間に習いました。しかし、市の周辺の人口は約十万人そこそこであり、僕は二十万都市の実現は、無理だと思っています。市長の都市づくり構想についてお尋ねします。

ニュータウンの古墳残して

間屋口勝 倉田小学校から帰る時、僕たちは農道や歩道を通って帰ります。最近、日が早く沈むので、帰る時にはもう暗くなっていきます。通学路には街路灯がなく、真暗です。暗いと危険ですから街路灯をつけて下さい。

企画部長 市が設置する街路灯は、地区の皆さんの要望に基づいて設置しています。柱を立てたり器具の取り付け工事は市がしますが、電灯料の負担など維持管理は地元でしていただいています。農道につけると農作物に影響があつたりすることもあります。ですから、地元の人たちと相談をして、了解がつけば設置します。

山下智之 津ノ井ニュータウンの建設地から古墳が出土したのにそのままニュータウンの工事を続けていくそうですが、歴史で学んだことを考えてみると、古墳は昔の鳥取を知る上でとても大切な資料だと思えます。このような文化遺産や自然を「発展」という名のもとに、破壊しているのではないのでしょうか。鳥取市の自然保護について、どうお考えですか。

福祉部長 飼犬は生まれて九十一日たつと登録することになつ

が増えてきて環境が悪くなっています。小さい子供にはえついたり、家のまわりをウロウロしています。私たちの手ではどうすることもできません。捨て犬や捨て猫が減り、住み良い環境になるよう考えていただけませんか。



子供たちの論戦を熱心に傍聴する
友達や父兄たち

市長 自然を残すということは、計画にその場を設けてもらえれば、本当に大事なことです。しかし、人々が幸せに暮らし、産業活動を活発にするには、ある程度の開発が必要で、ニュータウンは現在工事中で山が崩されていますが、完成すると三百畝の内、百五十畝は公園と緑地となります。また、約百基の古墳が出土していますが、七十基は集中していますので中央公園の一部として残します。

安藤幸代 昭和六十四年に「89鳥取・世界おもちゃ博覧会」が美保地区であると聞きましたが、その計画を教えてください。私たちが、その博覧会に参加したいのですが、

計画にその場を設けてもらえれば、うれしいです。また、子供やお年寄りには会場行きのバス代や入場料を無料にしてください。

企画部長 六十四年は市制百周年を迎えます。二十一世紀の主役になる今の小、中学生の夢と創造性を養うには「おもちゃ博覧会」がふさわしいということで決定しました。開催場所は市民体育館と美保球場一帯です。期間は六十四年七月二十九日から八月二十日までの二十三日間で珍しい古いおもちゃから新しいもの、外国のおもちゃまで展示します。また、見るだけでなくおもちゃと一緒に遊んだり、作ったりしてもらいます。一年前と百日前にはイベントを計画していますので、皆さんもぜひ参加して下さい。それから皆さんの協力を得て近くの都市に「おもちゃ大使」を派遣することを考えています。そのほか、いろいろなアイデアや意見があったらどしどし聞かせて下さい。入場料については、まだ決定していませんが、子供中心の「おもちゃ博」ですので子供料金については配慮して決めます。しかし、無料というのは無理です。バス代にしてもバス会社には運行してもらいますので、無料というわけにはいきません。

気軽に遊べる運動公園を

野村俊相 中国縦貫道に出るまでの鳥取県側の道は曲りくねって細いので、広く真っすぐに整備して欲しいです。市の発展につながる事だと思えますので、市から県や国に働きかけていただけたいでしょうか。

市長 現在は、国道五三号を通って中国縦貫道に出るまでに一時間三十分かかっています。このたび「姫路・鳥取線」の建設計画が国の決定をみました。しかし、道路をつくるというのは、用地を分けてもらったり、いろいろなことがありますので、いくら早くても十年はかかります。市にとつてもいちばん大事な道路ですので、今後とも国に対してお願いをしていきます。

宇杉篤史 米里地区には、設備の整った運動公園がありません。みんな遊び場がなくて困っています。運動用具があっても、だれもが気軽に遊べる運動公園があったら楽しいだろうと思います。僕たちが、いつでも遊べる運動公園をつくって下さい。

建設部長 市では、計画的に公園を整備しています。公園をつくる場合は利用対象や利用目的によつて児童公園、運動公園など各種の公園をつくっています。運動の

できる公園として、美保公園、布勢運動公園などがあります。サッカーや野球のできる運動公園をつくるには、広い敷地が必要となり、各校區ごとの設置は困難です。現段階では、学校の校庭を利用していただくこととなります。

議員提出議案第二号「宣言」の提出を議題といたします。議案を朗読していただきます。十九番植田素野子君。

'89おもちゃ博の 参加宣言を議決

植田素野子 私たち子ども議員三十六名は、今日この議場で鳥取市のまちづくりについて真剣に話し合いました。なかでも、昭和六十四年に開催される「89鳥取・世界おもちゃ博覧会」は、夢いっばいの催しであることがよく理解できました。私たちは、この博覧会が成功するよう今から積極的に参加することを誓います。

副議長 提案理由の説明を求めます。十八番広瀬将則君。

広瀬将則 僕たちは二十一世紀を担う子供たちです。「89鳥取・世界おもちゃ博覧会」を成功させるために鳥取市子ども議会宣言を発議します。

副議長 これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

起立全員であります。よつて、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本日の子ども議会の日程は全部終わりました。これをもって第二回鳥取市子ども議会を閉会いたします。

(文中敬称略)

第二章、1987年鳥取市子ども議会について

・アウトライン

- 1、導入
- 2、内容
- 3、まとめ

1、導入

鳥取市では過去に子ども議会を開催していた時期がある。調べてもインターネット時代前の話であるが故にネット上ではその情報も限りなく少ないが、1987年11月に第二回目の鳥取市に於ける子ども議会が開催され、議会の内容などを詳しく説明している情報を取得できた。それは市報とっとり昭和63年1月15日発行によるものである。内容を見て、小学生とは思えないほど高度な問題についての質問も行っており私も驚いた。また、小学生の視点は大人の盲点をつくものもあり、この資料を拝見して改めて市政やまちづくりの子供の参加が重要であることが確認できた。

2、内容

ここでは、1987年11月29日に開催された鳥取市の子ども議会についての内容を分かりやすく説明すると共に、本議会の長点、欠点について論じる。

・1987年11月29日実施の子ども議会の内容

名称	鳥取市子ども議会(第二回)
主催	鳥取市子供会指導者連絡協議会
主催責任者	常田享詳 会長
参加市役所員	市長、市執行部長
子ども議員数	36人(市内30地区の子供会から小学生が参加)
本会議長	浜本真紀子議長(城北小6年生)
本会副議長	藤岡亮文副議長(倉田小6年生)
傍聴	あり(子ども議員の友人、父母兄弟等)
議論内容	蛍について、古墳保存について、運動公園について、1989年おもちゃ博について、等

この子ども議会の進行は、一般質問→'89おもちゃ博の参加宣言と言う流れで進んだ。一般質問では議席順に発言すると言った形をとり、どの子ども議員にも平等に発言の場を与えられたと言える。

・一般質問に於ける内容

一般質問で質問した 10 人の子ども議員から抜粋

子ども議員	質問内容・要望	市長・市執行部の応答
徳永宏美	明治地区の学校の社会見学、遠足等で市のマイクロバスを使えないか。	(総務部長)市のマイクロバスは市民全体の為に運行している為、不可能。
懸樋ゆかり	蛍を保護するため市で対策を取って欲しい。	(市長)法の規制より、市民全体で協力して蛍を守ろう。
中島愛	捨て犬や捨て猫を減らし住みよい環境にして欲しい。	(福祉部長)首輪のない犬が居たら、市役所厚生課へ状況を連絡してください。
前田賢志	鳥取市をどう 20 万人都市にするか市長の構想をお聞かせ願いたい。	(市長)産業振興を進め、鳥取で成長した若者に鳥取市に残ってもらうことで時間をかけながら 20 万人都市をつくる。
間屋口勝	倉田小付近は街路灯が少ないので、防犯の為に街路灯をつけてください。	(企画部長)小学校付近は農道であるため、街路灯を付けると農作物に影響が出る恐れがある。地元の人たちとの相談より了解がつけば設置する。
山下智之	津ノ井ニュータウンの古墳を残してほしい。発展の名のもとに開発しているが、鳥取市は自然保護についてどう考えているか。	(市長)人が幸せに暮らし、産業活動を活発化させるにはある程度の開発が必要。また古墳の一部は公園として残す。
安藤幸代	鳥取・世界おもちゃ博覧会が美保地区であると聞いたが、その計画を教えてください。またその行事に参加する事は出来ないか。	(企画部長)21 世紀の主役である今の小中学生の為に市政百周年を記念し、おもちゃ博覧会を行う。また、参加についても歓迎する。
野村俊相	中国縦貫道に出るまでの鳥取県側の道は細く褶曲している。鳥取市の発展の為に直線道路を開通するよう県や国に働きかけて頂きたい。	(市長)現在その計画があるが、時間がかかる。今後も国に対して補助金の支給を求めていく。
宇杉篤史	米里地区には設備の整った運動公園がなく遊べない僕らが困っている。運動公園を作って頂きたい。	(建設部長)現段階では、学校の校庭を利用してください。
山根三千代	ごみのポイ捨てが最近目に付く。ごみ入れや吸い殻入れの充実を行ってほしい。	(市長)これらの設備を増やす事は景観上よくない。皆で協力して、市内を綺麗にしていくよう運動を進めていきましょう。

以上が、一般質問に於ける主な内容である。

どの、子ども議員も大人に劣らない位、高度で的確な質問や提案をしている。彼らの発言が、市長や市の執行部に良い刺激となったのではないだろうか。

・宣言

本子ども議会では一般質問の後に、安藤幸代 子ども議員が提案した、鳥取・世界おもちゃ博覧会についての参加について、その参加をするかしないかの決議を採った。結果、全会一致で採択され、鳥取市の小学生の博覧会の参加が決議された。

・鳥取市子ども議会(第二回)の長点・欠点
 ここでは、この議会の長点と欠点を述べてゆく。

(長点)

○1987年の時点で「子ども議会」を開催しており、この時代では日本に於ける子供の権利の保障に関しては、鳥取市は他の地域より先取りしている点。

(国連子どもの権利条約は1989年に国連で採択。日本は5年遅れて1994年に批准)

○子ども議会に於いて、一般質問は議席順に発言の場を設けていた事から、平等性がある。

○子ども議会を開くことによって、地域に住む子供たちがより一層、自らの住む地域について詳しくなったという事。

○子ども達に市議会を少しは身近に感じられた点。

(欠点)

×一般質問に於いて殆どの市長、市執行部の応答が、曖昧な物であったり、具体性がなかったりと、質問者・提案者である子ども議員とのコミュニケーションが不十分であった点。

×特にカネに関する課題や提案に対して、市長や市の執行部は自らその課題や提案に関して、親身にならず受け流していた点。

×市にとって都合の良い部分だけを盛り上げており、この議会がセレモニーとなっている点。

×以上の事により、この議会の長点であった筈の子供の権利の保障もセレモニーと化した事で、その意義や意味を薄れさせてしまった点。

×子ども議員が小学生のみと言う点。

×その後、子ども議会を開催しておらず他の世代の子どもにも子ども議会を通して市政やまちづくりの提言の場を設けなかった点。

以上、長点と欠点を挙げていったが、欠点の方が多く出る結果となった。しかし、この時代に於いて子ども議会を開くという取り組みは高く評価できるものである。

・子ども議員が提案した事と今

ここでは「・一般質問に於ける内容」で抜粋した10人の子ども議員が提案した事が現在実現されているかどうかを示していく。

子ども議員	実現	備考
徳永	×	学校行事等に於ける市バスの利用は不可能。
懸樋	△	蚩は、現在でも市の小学生などが保護している。
中島	△	捨て犬捨て猫保護の団体がこの問題に取り組んでいる。
前田	○	鳥取市は20万人都市になった。しかし、高齢化が進行中。
間屋	○	防犯灯は以前と比べ倉田地区では増えている。
山下	△	2007年でも津ノ井地区で新たな古墳が登録されている。
安藤	○	小学生の世界おもちゃ博の参加。
野村	○	2014年、関西と鳥取を繋ぐ直通道路が開通。
宇杉	×	現在でも運動公園は存在しない。
山根	×	ごみ箱燃え殻いれを増やす事はしていない。

○→行政の力によって実現。△→代わりの団体等が実現。×→実現できていない。

3、まとめ

鳥取市が子供の権利条約以前にこの様な議会を行っていたことは、評価できる。しかしながら、この子ども議会は「世界おもちゃ博」に向けたセレモニーであったとも言える。その事から子ども議員の提案や質問に関して、当時の市長や市の執行部はコミュニケーションを疎かにしていたことが判明した。

鳥取市で子ども議会を開催する時は、この様にセレモニーとしてではなく、行政、まちづくりの一環として会を進め、子ども議員の質疑、提案等に対して、市長及び市の執行部は積極的にコミュニケーションをし、子ども達の子ども達による、子ども達そして大人達の将来の為になる子ども議会を進行して頂きたい。

参考資料・文献

- ・市報とっとり昭和 63 年 1 月 15 日発行
- ・古墳探訪ホームページ
- ・2012 年倉田地区 地域づくり懇談会 議事録

第三章、子どもの権利条約について

ここでは、子どもの権利条約について述べて行く。

アウトライン

- 1、内容
- 2、取り組み
- 3、子ども議会と子どもの権利条約
- 4、まとめ

1、内容

ここでは、子どもの権利条約についてその説明を行って行く。

・子どもの権利条約とは

子どもの権利条約とは正式名称は「児童の権利に関する条約」と呼ばれる国連総会に於いて採択された条約である。

本条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説したものである。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しており、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本はこの条約発効の4年後の1994年に批准している。猶、現時点(2014年6月22日)で本条約に批准していない国はアメリカ合衆国、ソマリア、南スーダンである。

・条約採択までの背景

1989年の子どもの権利条約の採択以前にも子どもの権利について触れているものがあつた。それは1924年の国際連盟が宣言した「ジュネーブ・児童の権利宣言」である。この宣言は、子どもの権利が公になった最初のものであろう。その内容とは大人が子どもを保護する必要を自覚し、それを国際連盟レベルでの契約として、その意思確認のために宣言したものである。ジュネーブ宣言の基礎をなしていた発想として、第一次世界大戦による人的被害や危機、そして大戦の犠牲者としての子どもの救済や保護という発想があつたのである。つまり、子どもを保護するという発想と、その国際的な自覚は、子どもにとっての「最悪のもの」である戦争をなくそうとする思想から出発したものであつた。その後、再び世界は第二次世界大戦を迎え、日本では鉄血勤皇隊として中学生が戦争に参加した事や米軍に於いても16歳でアメリカ海兵隊に入隊し沖縄戦を戦つた子ども達も存在した。この大戦に於いても子どもの権利の保障はされず、多くの子ども達の犠牲者を出す結果となつた。それから第二次世界大戦後、1948年に出された「世界人権宣言」では、「すべての人は、教育を受ける権利を有す

ること」や「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有すること」が規定された（第 26 条）。しかしこの「世界人権宣言」に加え児童の人権も保障する必要もあった。そこで行われたのが「児童権利宣言」である。「児童は、身体的および精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要である」（前文）としたものである。この宣言によって、子どもを人権享有の主体、そして権利行使の主体として認知し、子どもに与えられる権利の内容を、具体的に探索しはじめた段階に入ったといえる。その後、1966年の国際人権規約の採択によって、子どもの権利はさらに保障される。それを明確に表したものが、国際人権規約のB規約第 24 条の「(全ての児童は)未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する」と言った条文である。これは、児童の権利の初めての国際条約による承認が得られたもので、これまでの子ども保護する対象から、人権享有の主体でかつ、権利行使の主体として法的に承認したものであった。それから 1979 年は国際連合がこの年を「国際児童年」と定め、この年に 1959 年に宣言した「児童権利宣言」を宣言としてではなく、条約にするべきであると言った提案が国連に於いて提議され、可決した。そしてその 10 年後である 1989 年に「児童の権利条約」が国際連合によって採択されるのである。

・「子どもの権利条約」四つの柱

子どもの権利条約にはその基礎である四つの柱が存在する。

ここではその四つの柱について説明していく。

「子どもの権利条約」四つの柱

①生存する権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利がある。

②保護される権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならない。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っている。

③育つ権利

子どもたちは世界人権宣言の第 26 条より教育を受ける権利を持っている。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て自分の考えや信じる事が守られることや、自分らしく成長するための権利を持っている。

④参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することが出来る。その場合は家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある。

以上の四つが子供の権利条約の四つの柱であり、本条約の批准国はこれらの権利を子どもに保障する義務がある。

2、取り組み

ここでは、日本で子どもの権利条約を推進や啓発する自治体の取り組みについて述べて行く。

・北海道石狩振興局札幌市

人口約 190 万人の政令指定都市で道庁所在地並びに石狩振興局所在地である。

札幌市では、子どもの権利の推進を積極的に行っており、子どもの権利を保障するための様々な取り組みを行っている。

取り組み

○子どもの権利の広報紙の発行

子どもの権利について、市民と共に考えるきっかけとする広報紙として、一般向けに「子どもの権利ニュース」と、子ども向けに「子ども通信」を発行している。

○子どもの権利に関する啓発作品の募集

子どもの権利について考え、子どもの権利を保障する取り組みを推進する機会をつくることを目的に、子どもの権利に関する啓発作品（標語、イラストなど）を募集している。

○子どもの権利に関するパンフレットの作成

子どもの権利条例に基づき、幼児をはじめ多くの市民に子どもの権利について関心を持ってもらうため、子どもの権利に関する「絵本」を作成した。

○出前講座の実施

子ども未来局では、子どもの権利条例の内容や、子どもの権利条約に関することなどについて、市の職員が地域に出向いて直接説明する「出前講座」を実施しており、出前講座は約 10 人以上の団体、グループに行う事が可能である。

○子どもの権利に関するフォーラム等の開催

「子どもまちづくりコンテスト」(平成 25 年 11 月実施)

子どもの成長を応援するため、子どもが関わる活動を行っている団体を対象に、これから実施したいまちづくりの取り組みのアイデアなどを考え、発表し、団体同士による交流や意見交換会を実施したコンテストである。

『『子どもの権利条約と学校』札幌市と韓国・京畿道の取組から-(シンポジウム)』(平成 25 年 2 月実施)

「児童生徒人権条例」を制定している韓国・京畿道から関係者招き、学校現場での取り組みに関する講演、子どもの権利擁護の取り組みや札幌市が設置している子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の取り組みについて報告会を行い、交流を図るためのシンポジウムを実施した。

「子どもまちづくりミーティング」(平成 24 年度実施)

小学五年生～高校三年生の子どもが自分の将来の夢や札幌市の未来について、みんなで話し合いを行うイベントを行った。

他にも札幌市では子どもの権利に関するフォーラム等を積極的に行っている。

○子どもサポーター養成講座の開催

子どもに関わる取り組みを行っている市民を対象に、地域の様々な活動への子どもの参加を進める実践的な研修を行っている。

○子どもの権利救済機関の設置

いじめや暴力などの権利の侵害から子どもを救済するために、子どもの権利条例（第5章）の規定に基づき、平成21年4月1日、札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）を設置した。この機関は、行政からの独立性が尊重された公的な第三者機関であり、子どもの権利について専門的な知識や経験を持つ子どもの権利救済委員会を中心に、相談員や調査員が問題の解決を行っている。また、相談だけでは解決に至らない場合に、申立てに基づく調査、関係の改善に向けた働きかけや勧告などを行う権限を有している機関である。

○子どもの権利条例の施行

子どもの権利条約を日本が批准したことをふまえ、本市は条約の理念の普及や啓発に努めるとともに、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を進めている。こうした施策を、市の実態に即した形で総合的に推進し、条約の理念をもとに、将来に渡り市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするという姿勢を、自治体の法である条例として明らかにするべきであるとして条例を制定した。

条例の施行で札幌市では、子どもの権利委員会を設置した。

○子ども議会の開催

子ども自身が「札幌のまちづくり」について考えることで市政への参加と理解を進めるとともに、「子どもの権利条約」や「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」にある「意見を表明する権利」を体現する場として子ども議会の開催を行っている。

他にも札幌市では、子どもの権利を保障するための様々な活動を行っている。

・青森県青森市

青森県の県庁所在地。人口は約29万人で、中核市に指定されている。

青森市に於いても、札幌市に比べると少ないが、子どもの権利を保障する取り組みを行っている。

○子どもの権利条例の施行

日本では依然として家庭における虐待や、学校等におけるいじめが社会問題になっており、また平成22年11月に実施した青森市民意識調査によると、16歳以上の青森市民の8割近くが「子どもの権利条約」の存在を知らない状況であった。このような状況の中で、本市における子どもの権利の尊重について明言化を図るために「子どもの権利条例」を制定し施行した。

○子ども会議の設置

青森市子ども会議は市が設置し、子どもの意見を市政やまちづくりに反映させべく設置された会議である。これは、子ども議会に類似した取り組みである。

・神奈川県川崎市

川崎市は人口約145万人の政令指定都市である。

川崎市に於いても行政主導の子どもの権利施策を行っている。

○子どもの権利に関する条例の施行

まず、この条例の特徴は、日本で初めての子どもの権利に関する総合的な条

例であるということと、条例案づくりを広義的な意味での市民(つまり大人や子供)参加で行ってきたという点である。条例制定の為に 200 回を超える会議を開き市民や子どもたち、研究者、職員等が子どもの権利について真剣に議論したうえでの条例制定であった。

子どもの権利に関する条例は、当時の川崎市が重要視していた、人権尊重と多文化共生社会を目指す市の施策の一つとして、子どもの権利保障も必要であると言った判断から、条例づくりが始まった。また子どもに関係する条例であるという事から条例案を子どもの立場から検討する場として、公募による小学校高学年から高校生までの約 30 名で「子ども委員会」を組織し、学習会をはじめ様々な立場の子どもの意見を聴く集会や子どもの権利についての話し合い等が行われたりもした。これらの行いによって川崎市の子どもの権利に関する条例は市民の総意に基づいた完成度の高い条例となった。

○かわさき子どもの権利の日事業の開催

市では、11 月 20 日を「かわさき子どもの権利の日」とし、子どもが自分らしく安心して過ごせるよう取り組みを進めている。毎年開催している「かわさき子どもの権利の日のつどい」では、記念コンサートの他、子どもたちによるダンスや演奏、遊びブースなどさまざまな企画を実施している。

○子どもの権利に関する実態・意識調査の実施

川崎市子どもの権利に関する条例を施行してから子どもに関する施策の推進にあたり、施策の進行状況を検証するために 3 年ごとに実施している調査である。子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）等について調査し、報告書にまとめ市民に公開している。

・兵庫県宝塚市

兵庫県に位置する人口約 22 万人の都市。宝塚歌劇団の本拠地である。宝塚市に於いても子どもの権利の保障について積極的に取り組みを行っている。

○子ども条例の施行

子どもの育成や子育て家庭への支援を始めとする施策の着実な推進を図るため、長期的、総合的な指針となる子ども条例を宝塚市は制定している。

○子ども議会の開催

宝塚市子ども条例に基づき、市は子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を聴き、市政等に反映させることを目的に子ども議会を実施している。

※猶、上に挙げた自治体の様な子どもの権利条例を施行できずにいる自治体もあり、ここでは、その自治体と施行できない理由の説明も行う。

○広島市

広島市では子どもの権利条例の制定に向け、活動を行ってきたが、その条例に反対する団体が署名活動等を行い条例の制定を拒んでいる。反対する団体の主張としては、子どもの権利を幅広く認めたら、モンスターチャイルドが増える、教育が駄目になる、家庭崩壊の危険性があるというものがある。

3、子ども議会と子どもの権利条約

ここでは、子ども議会と子どもの権利条約の関係について述べて行く。

子どもの権利条約の4つの柱の一つに、子どもの「参加する権利」がある。この事から日本政府が子供の権利条約を批准してから、日本では地方自治体レベルでのその権利を保障し実現する為、「子ども議会」の開催を進めている。しかし、国レベルでの「子ども議会」の開催には至っていない。

世界的に見てみると、国レベルの「子ども議会」の開催を行っている所がある。アフリカのブルキナファソである。ブルキナファソの子ども議会(国会)は、子ども議員を選挙で選出し、国会で提案された法律の審査を行う本格的なものである。また、この子ども議会では周りのアフリカの問題である、女性教育の促進やエイズの防止やエイズ孤児の対応の充実を国際社会に呼びかけており、その存在は大きいと言える。

この様に、子ども議会は、子どもの権利条約の第12条の意思を表す権利や第13条の表現の自由を保障する役割を担っており、子ども議会と子どもの権利条約は密接な関係にあると言える。

猶、子どもの権利条約を批准している国は、子どもの発言権、意思表示権を保障するために、子ども議会ないし、それに準じた事で公に子どもの政治、教育、福祉等に対する発言の機会を設けるべきであると主張する。

4、まとめ

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、18歳未満の全ての子どもの基本的人権を生存、成長、発達からの視点で保障したものである。それを分かり易く説明したものが、子どもの権利条約の基礎を成す4つの柱である。まず、一つ目は、子ども達の安全で文化的な生活を保障する生存権である。次に、子ども達が、差別や虐待、搾取から守られる事を保障する守られる権利である。三つ目は、子ども達は教育権を持っており、また、自分の良心や信仰が守られる事を保障する、育つ権利である。最後に、子ども達は、自身に関連する事柄について、自由に意見を表示する事や、その事柄について、法律の範囲内で自由に行動を起こす事を保障すると言った参加する権利である。これらの権利を保障する事が、子ども達の健全な成長を進める上で重要であると言える。

そして、この子どもの権利条約と密接な関係があるのが、「子ども議会」である。子ども議会は、子どもの権利条約の4つの柱の中で、参加する権利を保障する為の手段として利用でき、子ども達が日ごろ、自分たちの住むまちの市政やまちづくりについて、大人と対等に発言し、市政やまちづくりを行う社会の一員として役目を果たすことが出来るものである。

子ども達も社会の中では市民として、市政やまちづくりに対して意見を発言する権利がある。鳥取市に於いても、子ども達の市への意見や提案を公に発言でき、かつそれに対して大人と対等に議論できる場の設置が必要である。

参考資料・文献

- ・ unicef ホームページ
- ・ 綾牧子 児童の権利に関する条約~2,条約採択に至るまでの時代背景~
- ・ 札幌市 ホームページ
- ・ 青森市 ホームページ
- ・ NPO法人あおもり若者プロジェクトクリエイト ホームページ
- ・ 川崎市職員労働組合レポート
「『川崎市子どもの権利に関する条例』制定の取り組み」
- ・ 川崎市 ホームページ
- ・ 宝塚市 ホームページ

第四章、市長への手紙について

ここでは、市長への手紙と言った市長への提案や改善を求める手段となるものの説明を行っていく。

アウトライン

- 1、内容
- 2、子どもと市長への手紙
- 3、まとめ

1、内容

ここでは市長への手紙の内容について述べてゆく。

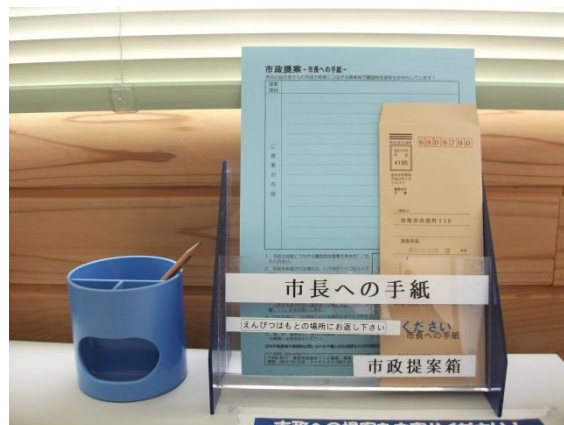
・「市長への手紙」とは

「市長への手紙」とは鳥取市が、市民から市政に対する提案を多く得て、市政に反映するために平成14年8月26日に設けられた所謂、目安箱の様な物である。

「市長への手紙」を行う方法は2つあり、まず一つ目は、市役所や支所、公民館や小中学校、保育園、郵便局などの市内230カ所に設置されている記入用紙と専用封筒を使用して、記入用紙に提案を書いて、郵送すると言った方法だ。そして二つ目は、鳥取市公式ウェブサイトから市政提案箱の入力フォームでメールによって提案を送信するといった方法である。

鳥取市の「市長への手紙」の提案件数は有効なものでも月に5～15ほど提案が行われている。

提案者の年齢層も多種多様で小学生による提案も存在している。



(図1)市長への手紙—鳥取市

・鳥取市の「市長への手紙」の特徴

○提案者について最近では30代と50代が多い。

○性別について、提案が多いのは男性であるが、近年は性別不明というものが多くなってきており、匿名化が進んでいる。

○「市長への手紙」は市政への提案を行うものであるが実際は、要望や苦情の順に多く、提案はその次になっている。

○提案数は毎年300件台程あり、1日に1回は市長への提案がある事になる。

・鳥取市の「市長への手紙」の長点・欠点

(長点)

イ、「市長への手紙」はインターネットからでも手軽に行えるよさがある。

ロ、小学校や中学校にも存在し、子どもが市長に提案し易い環境となっている。

ハ、「市長への手紙」を設置することで、市政への関心度が上がる。

ニ、市長と市民との距離が縮まる。

ホ、市長は市民の要望を把握する事が出来る。

(欠点)

イ、1年に300もの提案数があるが実現するのは3～4件と少ない。

(平成14年度の設置初期の時代は13件と多かった。)

ロ、イ、より「市長への手紙」は市民の意見を反映するものではなく、独創的、画期的な提案を求めるためのアイデアボックスとなっている。

ハ、「市長への手紙」の匿名化が進んでおり、提案の中にはどの性別でどの様な世代が求めているものか分からないものが存在するなど、性別、年代別の市民の要望が把握しにくくなってきている。

ニ、「市長への手紙」によって市民は市長へ提案を出すだけで満足してしまう事がある点。(私個人の努力によっては、実現可能な提案もある。)

このように、この「市長への手紙」の制度には長点と欠点の二つがどちらも同じ程に存在しており、市民が「市長への手紙」を使って市政やまちづくりの提案をする時はその長点と欠点の両方の面を確認し、その提案が手段として適切であるかを判断する必要がある。

・他の都市に於ける「市長への手紙」

ここでは、他の都市に於ける「市長への手紙」の制度について述べてゆく。

○埼玉県所沢市

人口規模34万人弱 特例市に指定されている。

「市長への手紙」

埼玉県所沢市では市政についての提案や要望をまちづくりセンターにある備え付けのはがき、文書、電話、ファクシミリ、電話、電子メールで受け付けている。鳥取市と違うところは、収集した市長への提案は、全てホームページで公開されず、市長に提案して実現した事例だけをホームページで公開している。その点から、鳥取市は市民の思っている事をホームページで公開し、市政やまちづくりについて市民が思っている事を発信しているので評価出来る。

○兵庫県神戸市

人口規模 153 万人強 兵庫県の県庁所在地で政令指定都市に指定されている。

「市長への手紙」

神戸市に於ける「市長への手紙」は郵便による「市長への手紙」と送信フォームによる「市長への手紙」の二種類がある。「市長への手紙」の送信手段は少ないが、主な意見は鳥取市と同じくホームページに掲載しており、その回答も行われている。しかし、この都市の「市長への手紙」は回答者が市長では無いことがある。回答するのは、質問に対しその専門である課であり、必ずしも市長から返事を頂くことができる制度ではないのである。

因みに神戸市では年に 2500 件～3000 件の「市長への手紙」を受け取っている。

○愛知県常滑市

人口規模 5 万 6 千人強 愛知県の地方都市であり、中部国際空港を有している。

「市長への手紙」

常滑市に於ける「市長への手紙」は市役所や公民館、図書館などにある投書箱に提案や意見を投函するものと、Eメール、ファクシミリ、郵送で送信して提案や意見を伝える手段が存在する。小規模の都市であるが、受け取った提案や意見は滅多にホームページに掲載することはなく、提案や意見を出した人だけに回答しているのが現状である。

○埼玉県さいたま市

人口規模 124 万人強 埼玉県の県庁所在地で政令指定都市に指定されている。

「わたしの提案」

さいたま市では鳥取市で「市長への手紙」と呼ばれるものを「わたしの提案」という名称で取り扱っている。「わたしの提案」は市民の声ウェブや郵送、ファクシミリで受け付けており、提案についての回答は郵送にて提案者に届けると言った方法を採用している。また、提出された提案等はさいたま市のホームページのデータベースに保存され、市民の提出した提案や意見とその回答は自由に閲覧する事ができ、制度の充実を図っている。

因みにさいたま市では年に 1300～1500 件程度の「わたしの提案」を受け取っている。

※○岡山県岡山市

人口規模 71 万人弱 岡山県の県庁所在地で政令指定都市に指定されている。

「市長への提案箱」(平成 25 年 10 月 8 日制度終了)

岡山市は平成 20 年の 5 月 1 日から「市長への提案箱」制度を創設した。市民の意見を市政に広く反映するためである。これは鳥取市で言う「市長への手紙」と同種の制度である。市長への提案は市が設置した提案箱への投函や郵送、ファクシミリ、Eメール、岡山市のホームページ上の提案フォームへの入力にて行うことができる。主な提案とその回答はホームページに掲載していたが、この制度は平成 25 年の 10 月 8 日で終了している。制度終了の理由は述べておらず、行政の住民参加を促す時代に何故この様な手段を採ったか不明である。

2、子どもと市長への手紙

ここでは子どもと市長への手紙の関係性について述べて行く。

・鳥取市に於ける子どもの「市長への手紙」の提案数

年度	提案数	主な内容(判明分)
平成 24 年度	2 件	不明一年齢の非表示
平成 23 年度	2 件	
平成 22 年度	1 件	
平成 21 年度	10 件	
平成 20 年度	7 件	
平成 19 年度	3 件	
平成 18 年度	7 件	
平成 17 年度	10 件	
平成 16 年度	35 件	
平成 15 年度	21 件	市町村合併の賛否を問う住民投票を行って欲しい
平成 14 年度	20 件	こども科学館の展示物の修理を願う

※鳥取市に於ける子どもの「市長への手紙」の提案数は 20 歳未満である。

余談となるが、平成 17 年度以降は提案者の年齢と性別が伏されており、どのような年代で、性別の住民の者が提案したのか分からず、市民は提案者との共感が得られにくくなっている。この場を借りて再度、「市長への手紙」の提案者の年齢と性別の表示を行い、市民の意思共有を促す材料となることを求める。

本題に戻るが、鳥取市に於ける子どもの「市長への手紙」の提案数は、平成 16 年度の 35 件をピークに近年はやや減少傾向にある。それでも、少年が市政やまちづくりに対して興味、関心をもちかつ、市長に提案することは高く評価できる。

現状では子どもによる「市長への手紙」の提出件数は減少傾向であるがその理由として、先ほども述べた様に、提案数に対し実現した提案が少ないことが挙げられる。鳥取市の多くの小中学校で「市長への手紙」の記入用紙と専用封筒が設置されているが、子ども達の間では、提案した内容の実現率が低いことを知って、不満はあるが提案はしないと行った行動をとっている事もある。

現在、鳥取市の子どもと「市長への手紙」の関係は薄れつつあり、彼らの市政やまちづくりに関する意思表示を行う手段として敬遠されている可能性がある。それは、提案した内容の実現率が低いと言った事や、また「市長への手紙」を提出しても、市長とコミュニケーションしている実感が湧かないと言った理由から証明できる。

3、まとめ

現在、鳥取市では広く市民の市政やまちづくりに関する意見や要望、提案を募集するために、「市長への手紙」を設けている。それは多くの市民が利用しており、毎年 300 を超える提案等が市長の元に届いている。「市長への手紙」の多くは提要望や苦情であり提案はその次に多い。そしてそれらの提案等の実現は毎年 4 件程であり、実現する割合は 1.6%程にとどまっている。

「市長への手紙」の制度は市内の小中学生などの子どもも利用しており、平成 16 年度には 35 件の提案等が寄せられるなど、子ども達の市政やまちづくりの関心度の高さが窺えた。しかし、近年は提案しても実現しないといった理由から、提出を敬遠している子ども達が多いと推測し、「市長への手紙」の制度を市内の子ども達があまり活用していない状況を作っている。しかし、市内の子ども達が鳥取市に対して不満がない訳ではない。また、鳥取市を良くしたいと思う子どもも多いと考えられるので、子ども達の市政やまちづくりの意見や提案の発言の場が必要であると考えられる。

その解決手段の一つが「子ども議会」であると言える。子ども議会を鳥取市で開催できれば、公の場で子ども達の市政やまちづくりへの意見や提案を発言出来、彼らの意見を広く市民に提示する事が出来る。また 2、で指摘した「市長への手紙」に於ける、市長とのコミュニケーションの実感が湧かないと言った問題についても、子ども議会では子ども議員と市長が対面でコミュニケーションを行う事ができ、子ども議員は自らの意見や提案を強く、市長に提言する事が可能になる。以上 2 つの理由から、子ども達の為に「市長への手紙」制度の他に子どもの市政やまちづくりの発言の権利を保障するために子ども議会を開催するべきであると主張する。

参考文献・資料

- ・鳥取市 ホームページ
- ・埼玉県さいたま市 ホームページ
- ・埼玉県所沢市 ホームページ
- ・愛知県常滑市 ホームページ
- ・兵庫県神戸市 ホームページ
- ・岡山県岡山市 ホームページ

第五章、陳情及び請願について

ここでは陳情及び請願について、子ども議会と関連のある範囲で調査し、論じていく。

アウトライン

- 1、意味
- 2、両者の違い
- 3、子どもと陳情・請願
- 4、まとめ

1、意味

ここでは、陳情と請願についてその説明を行っていく。

分類

請願－(陳情・嘆願)

請願の枠の中に陳情は存在する。

意味

陳情や請願とは日本に於いて、国民が国や省庁、自治体に対して、法律や規則の改定や廃止、公務員の罷免、また行政に対する提案を保障する手段として確立されたものである。

権利

日本国憲法では日本国民が平等に請願する事を保証している。

それは憲法第一六条に記されている。

・日本国憲法第十六条(抜粋)

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

この事から陳情や請願をする事は国民の権利である。

○陳情

請願のうち実情を打ち明け、その改善等を要請する事を陳情と言う。

特に国会や官公庁に実情を述べ、善処を要請することという意味で使う。これは、日本特有の請願の形式といえる。

また、地方議会に於いても陳情と称し、一般市民が市政やまちづくりに関してその改善や提案等を議会に提出できる制度が存在する。

○請願

請願とは国や地方公共団体に意見や要望、苦情の要請を行う事で、特に日本国憲法第16条に記された公務員の罷免や法律の制定あるいは、改廃または損害を請求する事を示す。

請願の形式

請願の形式としては書類と言った形をとり、多数の人々に署名されたものを基本的に国や地方公共団体が取り扱う。しかしながら、現在では口頭や電子メールで請願することも一部では手段として選択可能となっている。日本に於いて、その一般的な方法については、請願法が定められており、住所および氏名を記して、所轄の官公庁に書面で提出しなければならないことになっている。

・請願法(施行は日本国憲法施行の日と同じ。)

第一条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第三条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

※請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

第四条 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

第五条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

第六条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

この請願法は国に対する請願の方法を記したものである。

地方自治体に於ける請願の方法を記したものは、地方自治法第七節「請願」にある。

・地方自治法第七節 請願

第二百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第二百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

以上の事から請願については法律で保障され、且、法的根拠が存在する。

2、両者の違い

ここでは、陳情と請願の両者の違いについて述べてゆく。

	陳情		請願
違い	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法は保障していない。 ・地方自治法に根拠がない。 ・地方自治に於ける陳情は、議員の署名が必要ない。 ・地方議会に於ける陳情の取り扱いは多種多様。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇔ ⇔ ⇔ ⇔ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法は保障している。 ・地方自治法に根拠がある。 ・地方自治に於ける請願は、議員の署名が必要である。 ・地方議会に於いて、請願は審議の対象となる。
長点	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治に於ける陳情は、請願と違い、議員の署名が必要ないので、議員と関わりのない人でも、誰でも提出する事が出来る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治に於いて、請願は提出すれば、必ず審議の対象となるので、その存在は大きい。 ・憲法や地方自治法に根拠があり、安心して請願できる。 ・地方議会に於いては審議の際、紹介議員が請願の内容について説明や他の議員への説得を行うので、心強い。 ・地方議会に於いて議員からの署名を多く受けられれば、その分その請願が通る確率は高くなる。
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法や地方自治法に根拠がない。 ・地方議会によっては、陳情は審議の対象とならない場合がある。 ・地方自治に於ける陳情は、議員の署名がないために、審議があっても深く審議しない事が多い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治に於いて請願は、議員の署名が必要であり、議員とのコネクションがある市民に有利な制度となっている。

上の表では、陳情と請願の違いを述べてきた。地方自治に於ける請願は、議会議員の署名があり、陳情と比べると、その効力が大きいことが分かる。

そして、陳情と請願について、一番大きな差異とは、イ、法的保障があるか、そして、ロ、法的根拠があるかという事である。陳情は日本国憲法に於いても、地方自治法に於いても、保障がなく、法的根拠もない。しかし請願は保障もされ法的根拠もあり、また請願の為の請願法が存在する。この違いが、地方自治体に於けるそれぞれ文書の取り扱い方を差別している原因と言える。

3、子どもと陳情・請願

ここでは、子どもと陳情、請願の関係について、述べてゆく。

・子どもによる陳情、請願の提出

ここでは子ども(高校生以下)による議会への陳情の提出や請願の提出の事例を記していく。

イ、小学生による陳情・請願提出事例

①鷺野天音氏(当時小学5年生)による愛媛県議会への

「プルサーマル計画に反対する請願書」

内容)四国電力が伊方原発(愛媛県伊方町)で進めるプルサーマル計画に反対する請願書。2010年6月30日に提出された。請願者は愛媛県久万高原町の小学5年、鷺野天音氏(11歳)である。請願であるので紹介議員も存在し、社民党や共産党系県議ら5人が紹介議員となった。請願書は直筆で「毒性の強いウランやプルトニウムは危険です。安全とわからないものを使う伊方原発のプルサーマルはやめてください」と請願事項で述べている。愛媛県議会事務局によると小学生の請願書は全国でも例がなく、この一件のみである。結果は不採択であった。

ロ、中学生による陳情・請願提出事例

①沖縄県国頭村東中学校3年生生徒一同による東村議会への

「検定意見撤回を求める意見書を議決してほしい」と述べた請願書。

内容)高校歴史教科書検定で、沖縄戦の集団自決に関する記述が削除されたことに対し、その撤回を求める意見書を東村が提出して欲しいと要請するもの。2007年6月4日に提出された。請願者は東中学校の3年生生徒一同である。これも請願であるので紹介議員が存在し、池原憲勇議員が紹介議員となった。結果は採択となった。

②大石悠太氏(当時中学1年生)による静岡県静岡市への

「『歩きタバコ禁止条例』制定を求める請願」

内容)静岡市に於いて、歩きタバコを禁止して欲しいと願った請願である。請願者が小学四年生の時にレストランに於いて、隣の人タバコの煙を吸い、持病の喘息を発症しており、その経験からタバコの害について研究し、請願を提出するに至った。2005年12月6日に提出された。請願者は静岡市立安東中学校の大石悠太氏である。紹介議員は井上恒弥、鈴木和彦の二名である。結果は全会一致で採択され、条例は発効した。

ハ、高校生による陳情・請願提出事例

①今村歩氏(当時高校三年生)による日本国内閣府への 「武力によらないイラク復興支援」についての請願書

内容)宮崎県三股町に住む高校3年生の今村歩氏は、当時起きていたイラク戦争の復興で多くの市民が犠牲になっている事を知り、当時の小泉純一郎に各国の軍隊の撤退を呼びかけて欲しいと願い、5358人の署名を集め、2004年2月2日に請願者は請願書を永田町の内閣府に手渡しで提出した。

小泉純一郎首相の反応は、「自衛隊は平和的貢献をしており、学校の教員や生徒にもそれを理解して欲しい」と述べ、この請願を退けた。

②笹塚中学校卒業の女子高校生達による東京都議会への

「渋谷区立笹塚中学校の給食問題について「調査」と「指導」に関する陳情」

内容)笹塚中学校の女子中学生は入学以来、学校給食が不味い、少ない、おかしいと思い、母親に実情を打ち明けた。当初その母親は行政の作る給食にそのような問題があるはずはないと思い、娘を叱ってきた。しかし、その母親がPTAに加入してから他の保護者からも、学校給食がおかしいという声を多く聞き、その母親が学校給食についての情報を入手すると、多くの個所が改ざんされている事が分かった。それから中学生らは在学中に問題を解決できずに卒業する。そして高校一年の2010年7月20日に笹塚中学校に女子高校生らは給食についての情報公開を求めたが、教師陣は応答せず。その事から2010年9月13日に女子高校生達は、東京都議会に給食問題の調査と指導を求める陳情を提出した。結果は不採択であった。

③富井篤弥氏(当時高校三年生)によるつくば市議会への

「つくば市議会の陳情の取り扱いについての陳情書」

内容)富井篤弥氏はつくば市に於いてまちづくりの活動を行ってきた。その中で、つくば市の陳情と請願の取り扱いについて、請願は議会で審議されるのに陳情は配布のみと言う対応であった事から、つくば市に於いて陳情は、市政やまちづくりに関して提案や改善を促す有効な手段ではないとして、陳情も審議の対象にするように求める陳情を2013年12月2日に提出した。

陳情であった為に議会配布のみとなっているが、市議会議員などに陳情の取り扱いの改善を呼びかけている。

以上が子どもによる議会への陳情や請願の提出の事例である。

現在、調査で判明している小学生の陳情・請願の提出事例は1件、中学生の陳情・請願の提出事例は3件、高校生による陳情・請願の提出事例は6件である。この事から、陳情や請願は子供が行政やまちづくりへの提案や改善を求める手段としては相応しいものではないと言える。陳情であれば、紹介議員の署名も必要なく提出する事が可能であるが、一部の地域では陳情の取り扱いが議会で配布するのみと言ったケースもあり、陳情では力不足であると言える。また請願に於いては手軽さと言うものが不足しており、子どもが行う事としてはレベ

ルが高いものであると言える。よって子どもと陳情・請願の関係は薄いと結論付ける。

4、まとめ

陳情と請願は同種の意味を持っているが、憲法や地方自治法の保障や法的根拠がある請願に対して、陳情はその様なものが存在しない。その事によって、地方議会などではその取扱いが差別化されており、問題となっている地域も存在する。

また陳情や請願に関して、子どもが提出した事例を調査したが極めて少なく、これらの請願手段は、子ども達が行政やまちづくりに対して意思表示をする方法としては、かけ離れた存在である事が理解できる。大人と子供の平等社会の実現の為にも、子ども達が行政やまちづくりに対して大人と平等に発言できる場を提供する必要がある。例えば、子ども議会を開催、学校に於ける、市政やまちづくりのアンケートの実施などが挙げられる。

参考文献・資料

- ・日本国憲法
- ・地方自治法
- ・請願法
- ・週刊金曜日 2010年12月10日
- ・東日本大震災建築復興支援活動対策本部ホームページ
- ・しんぶん赤旗 2004年2月3日
- ・琉球新報 2007年6月2日
- ・青森県タバコ問題懇談会ホームページ
- ・未来をぼくらの手でホームページ

第六章、鳥取市若者議会について

ここでは鳥取市で開催されている若者議会について述べて行く。
また、若者議会の存在による子ども議会の必要性を論じて行く。

アウトライン

- 1、内容
- 2、若者議会と子ども議会の違い
- 3、まとめ

1、内容

ここでは鳥取市で開催されている若者議会についての説明を行う。

・若者議会について

鳥取市に於いては本市のローカルマニフェストである、市民との協働と市民サービスの向上を達成するために若者との協働によるまちづくりを活発化し実践するための、「若者議会」を平成19年1月に設置した。

若者議会の議員数は少ない時で19人、多い時で36人とばらつきがあり、議員定数に決まりはない。またこの若者議会は議員に任期が存在する。第一期の若者議員の任期は平成19年1月20日～平成20年3月31日の約1年であったのに対し、第四期の若者議員の任期は平成24年の6月30日～平成26年3月31日の1年9か月に延長されている。

若者議会では若者議員が3つのグループに分かれて、地域振興や若者定住策など、若者目線で市政の諸課題をテーマとし、市への提言に向けてグループ会議や視察などを実施する。例えば第四期の各メンバーはグループごとに以下のようなテーマで研究し、市へ提言を行おうとしている。

Aグループ→観光資源の再発見とその活用について

Bグループ→中心市街地でのイベント企画による活性化について

Cグループ→若者中心のまちづくりについて

この様に鳥取市では若者によるまちづくりを推進する事で鳥取の地に若者を呼びもとん力している。



(図1)鳥取市の若者議会

・若者議会のこれまでの取り組み

期	グループ	テーマ
1期 H19~20	Aグループ	観光振興による鳥取市の活性化について
	Bグループ	Passion!-地域の活性化- ガイナール鳥取の支援と地域活性化について
	Cグループ	若者が集い、交流する仕組み作り
2期 H20~22	Aグループ	鳥取の食材を活かした地域づくり
	Bグループ	若者が定住し、交流しやすい仕組みづくり
	Cグループ	環境～屋上緑化～
3期 H22~24	Aグループ	地域振興について
	Bグループ	若者定住政策について
4期 H24~26	Aグループ	観光資源の再発見とその活用について
	Bグループ	中心市街地でのイベント企画による活性化について
	Cグループ	若者中心のまちづくりについて

また各会では、若者議員が鳥取の市政・まちづくりについて、質疑応答や提案を行っており、各議員が雇用や中心市街地の活性化、婚活・子育て支援についての質問や提案を行っている。

・若者議会を開くことの利点

イ、若者議会を開催する事によって、行政は若者が何を思っているのか把握できる。

ロ、若者議会を開催する事によって、行政は若者定住化の促進を促す政策を打ち出しやすくなる。

ハ、若者に市政をより身近に感じてもらう事が出来る。

・課題

ここでは鳥取市の若者議会の課題について述べる。

イ、若者議会が行政やまちづくりにどう影響を与えたのか、どのような結果を市政やまちづくりに残したのか、その効果が不透明である。

ロ、25歳～30代の若者議員は被選挙権があり、市議会議員として若者の視点から政策提言を行う事が可能であるから若者議会にこの年代の議員を混ぜる事に意味はあるのか。

ハ、期を重ねるごとに若者議会の議員数が減っており、今後の若者議会の運営の見直しが必要である。

鳥取市の若者議会は、現在活動の規模を縮小しており、それは市政やまちづくりへの影響力が小さい事が理由として挙げられる。今後どのように若者議会を運営していくのか注目する所である。

2、若者議会と子ども議会の違い

ここでは若者議会と子ども議会の違いについて述べて行く。

・両者の比較

	鳥取市若者議会	子ども議会
議員 年齢	18歳～35歳	小学生のみ(名古屋市・岐阜市) 小学生～中学生(鎌倉市) 中学生のみ(つくば市・総社市) 小学生～高校生(札幌市・宝塚市) 高校生のみ(大槌町)
目的	若者との協働による、 まちづくりを实践する目的。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに議会や行政の仕組みを理解してもらうため。 ・子どもの行政やまちづくりへの思いを伝える機会を作るため。 ・子ども視点での意見をまちづくりに生かすため。 ・子どもの権利保障の為。 ・次世代の行政を担う子供たちの育成のため。 ・総合的な学習の時間の成果の発表のため。
議員 定数	19名～36名	20名～70名程度 (地域の規模に相応)
実績	・不明	<ul style="list-style-type: none"> ・インド象「インディラ」の上野動物園誘致。(大東区子供議会) ・ぞう列車を走らせる。(名古屋市子ども議会)
課題	・若者議員の提案などを 市政やまちづくりに どう活かしていくか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域の子ども議会がセレモニーと化していること。 ・子ども達の提案をどう行政やまちづくりに活かしていくか。

鳥取市の若者議会と子ども議会を比較すると、違いはあまりない事が判明した。どちらも若い世代の視点を行政やまちづくりに活かすと言う目的を持っており、課題についても、どのように彼らの提起した提案を行政やまちづくりに活かしていくかという事が挙げられる。しかし若者議会と子ども議会は同じ「若者」であっても、考えの違う世代であるので、若者議会だけでは市政やまちづくりに於いて若者の意見を取り入れるには不十分であり、子ども議会の開催も重要であると言える。

3、まとめ

「若者議会」とは全国に於いても鳥取市だけの取り組みであり、鳥取市の若者の意見を取り入れたまちづくりや若者定住促進を推進するために設置された議会である。若者議会では若者議員は鳥取の市政やまちづくりに対してそれぞれ提案や質問を行い、またグループごとにテーマを決め、期末に議会に於いて研究発表及び提言を行う。しかし、その実績は不明であり、市政やまちづくりにどのような成果をもたらしているのか不透明な点がある。

この章では、同じ若者であっても種類の違う「子ども議会」について若者議会との比較を行った。比較の結果、どちらも同じ若者の視点を行政やまちづくりに活かすと言った目的やこれらの議員の提案をどう行政やまちづくりに活かしていくかと言った課題など、類似点が多く見られた。

だが、若者議会の議員となる事が出来ない18歳未満の子どもも立派な市民であり、鳥取市の市政やまちづくりに対して提案や要望を発言する権利があるので、鳥取市に於いては「若者議会」の他に「子ども議会」も開催して、市政やまちづくりに若者の意見を積極的に取り入れるべきである。

参考資料・文献

- ・鳥取市 ホームページ
- ・宝塚市 ホームページ
- ・札幌市 ホームページ
- ・大槌町 ホームページ
- ・総社市 ホームページ
- ・鎌倉市 ホームページ
- ・岐阜市 ホームページ
- ・名古屋市 ホームページ
- ・ミティラー美術館 ホームページ

終章、鳥取市の子ども議会開催について

ここでは、これまで集めた情報やレポートを参考にしながら、鳥取市の子ども議会開催の意義や、子ども議会開催までの道のりを述べて行く。

アウトライン

- 1、鳥取市に於ける子ども議会開催の意義
- 2、鳥取市に於ける子ども議会の在り方
- 3、子ども議会開催までの道のり

1、鳥取市に於ける子ども議会開催の意義

ここでは、第一章から第六章の研究及びレポートの結果から、鳥取市に於いて子ども議会を開催すべき理由を論じて行く。

まず、第一章では日本の子ども議会や外国の子ども議会について調査した。調査の結果、日本の市では子ども議会の開催が11%程に留まり、実施の割合が少ないことが判明した。また、日本の子ども議会と外国の子ども議会は、「子どもの権利の保障」、「一市民としての政治参加」の目的と、性質が違う事が判明した。日本ではまだまだ子どもの権利保障について政策が進んでいない事から、このように同じ「子ども議会」でも違いが生じているのである。子どもの権利保障だけでなく、一市民としての子どもの政治参加を進める為にもこれから、鳥取市に於いても、子ども議会を開催すべきである。次に第二章では、1987年に鳥取市で開催された子ども議会について触れた。子どもの権利条約採択および批准前の出来事であり、取り組み自体は評価できるが、子ども議員の要望や提案に対して市長や市の執行部の受け答えが、適当であった事から、セレモニーの様になってしまった事はもったいないと言える。この章では、鳥取市が再び子ども議会を開催する時の参考になると共に、改善すべき点を提示した。そして、第三章では、子どもの権利条約について調査し、子ども議会と関連付けてレポートを作成した。子どもの権利条約は子ども議会と密接な関係にあり、子どもの権利である、「参加する権利」を保障する手段として子ども議会を推進、開催している。また鳥取市に於いては、子どもの権利保障の活動はまだ活発でない事から、まず子ども議会を開催すべきであると主張した。第四章では、鳥取市に於いて、市民の市政やまちづくりに関する意見や要望提案を募集する、「市長への手紙」制度について述べた。市長の手紙は、多くの人が市への提案に使っている反面その実現が少ないと言った問題がある。また、子ども達も以前はこの制度を良く使っていた時期があるが、最近では実現しないと事から、利用数が減っている。それは市長とのコミュニケーションの実感が湧かないと言った事も影響している。そしてそれらの問題を解決できるのが、子ども議会である。実際に議会に於いて発言する事によって、市長や市の執行部に強く呼び掛けられることや、議会に於ける対面コミュニケーションの実施によって、より子ども達が市政やまちづくりに関して市長や市の執行部に訴えかけて

いるという実感の湧くものが子供議会では形成できるのだ。それから、第五章では、陳情や請願について調査した。陳情と請願の主な違いは、請願が、法の保障や法の根拠があるものに対し、陳情は法の保障も根拠もない。また地方議会では、請願は地方議員の署名があるもので、陳情はそれらがなくても提出できる。しかし、陳情について地方自治体の取り扱い様々であり、議会配布のみといった議会も存在する。また、子ども達にとって陳情や請願は、市やまちづくりに関して、要望や提案を行う意思表示の手段として、かけ離れたものであり、それは陳情や請願が子ども達によって過去に提出された件が小学生は1件、中学生は3件と言う数字からも判断する事が出来る。よって、子ども達には「子ども議会」の開催と言った方法で、行政やまちづくりに関して発言できる場を提供するべきであるとした。最後に第六章では、鳥取市の若者議会について調査した。若者議会は日本で鳥取市だけの取り組みであり、若者の意見を取り入れたまちづくりや若者定住促進を図るために設置された。若者議会では鳥取の市政やまちづくりに対してそれぞれ質問や提案を行っている。しかし、その成果は不透明である。また若者議会は若者の中でも青年の議会であることから、子どもの意見が取り入れられていない。子どもも立派な市民であるから、鳥取市に於いて若者議会の他にも子ども議会の開催もするべきだと主張した。

この様に、「子どもの権利」「市長への手紙」「陳情と請願」「若者議会」のあらゆる方向から子どもと関連付けて鳥取市に於ける子ども議会の開催の重要性を調査してきたが、どの視点からも子ども議会は必要であると言う結論に至った。以上(第一章から第六章のレポートの結果)の理由から、鳥取市は子ども議会を開催すべきである。

2、鳥取市に於ける子ども議会の在り方

ここでは、鳥取市が子ども議会を開催する事になった時の子ども議会の在り方を箇条書きで述べる。

鳥取市に於ける子ども議会の在り方は、6つある。

- ①、子ども議会は定期的で開催して、子どもの意見を市政やまちづくりに反映しやすい環境を作る。
- ②、子ども議会はセレモニーとしてではなく、市政やまちづくりの一環として行う。
- ③、子ども議会に於いて、市長や市の執行部は子ども議員に対して、対面コミュニケーションをしっかりと行う。
- ④、市は、子ども議員の提案について良いものは予算化して、実際に子どもの提案を実現すべき。
- ⑤、子ども議会は、鳥取市内に住む小学生、中学生、高校生からなる。
- ⑥、子ども議会を通して、市政やまちづくりに興味をもってもらい、政治的関心の向上に努める。

この様な子ども議会の在り方が鳥取市の良い市政やまちづくりに繋がり、市の可能性を広げていくことに繋がる。

3、子ども議会開催までの道程

ここでは、鳥取市の子ども議会開催までの道程を説明する。

子ども議会開催までの流れ(箇条書き)

- ①、「未来をぼくらの手で」による子ども議会についての調査活動
- ②、「未来をぼくらの手で」による子ども議会についての情報発信活動
- ③、「鳥取市子ども議会開催計画総合レポート」の作成
- ④、このレポートを公開し、子ども議会への市民への理解を深めてもらう。
- ⑤、「未来をぼくらの手で」が鳥取市議会に「陳情」として提出。

- ⑥、市議会で取り入れられる。
- ⑦、行政の主導によって子ども議会開催に向けどの様に事業を進めるか議論。
- ⑧、事業内容がまとまった所で、内容を市民に報告。

- ⑨、市内の各小中高等学校等から子ども議員(任期は⑨～⑫)を選出。
- ⑩、数回の学習会や、ミーティングを行い、子ども議員は提案内容を決める。
- ⑪、子ども議会では、市政に対する質問や、提案を行う。一般質問と提案が終わった所で、提案について良いものについては市長や市の執行部が検討の意を表し、子ども議員はその提案について自らの意思で議決を行う。
- ⑫、議決された提案について市や市の執行部はどの様に、その提案の実現を行って行くか、市民に公開する。
- ⑬、その次の子ども議会ではまず、前回議決された提案の到達度の評価を行い、場合によっては質疑を行う。(以後⑨→⑩→⑬→⑪→⑫の順番で行って行く)

これは、あくまで一例であるが、このように子ども議会を運営できれば、子どもの意見をより市政やまちづくりに反映できると言える。

おわりに

今回の鳥取市子ども議会開催計画総合レポートでは鳥取市で子ども議会を開催する必要性や重要性を論じたものであるが、この「子ども議会」の開催は、現在の日本の各自治体にとっても子どもの権利保障と言う面で重要な課題であり、このレポートが他の自治体に於ける子ども議会開催の契機となれば嬉しい事である。

今年(2014年)は、日本政府が子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を批准してから、20年目の年となる。この節目の年を契機に日本の各自治体に於いては子ども議会の開催を進め、また子ども議会をすでに開催している自治体に於いては、その取り組みの見直しを行い、また他の自治体へ子ども議会を広めるべきであろう。

そして最後になるが、このレポートを未成年の時代を書くことが出来た事を我ながら悔いのない事とし、今後のまちづくりの活動の原動力として行きたい。

2014年6月25日水曜日
「未来をぼくらの手で」グループリーダー
富井 篤弥